

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問(第2回) 回答

No.	タイトル	項目名	質問	回答
1	立地条件	図2-3事業用地 (平野処理場)	対象施設東側の既設設備(ケーキ集積場/灰ホッパ)を撤去した用地を、工事期間中の作業場や仮置き場として使用することは可能でしょうか。	工事期間中の作業場や仮置き場として使用することは可能です。
2	業務範囲	業務範囲	薬品等の搬入ルートがどうしても稼働中の既設設備と同じルートを取らざるを得ない場合、薬品供給設備等のタンク類について、既設設備の状況を確認の上、最低限の再使用について協議させてください。	設備の状況により協議とします。
3	業務範囲	業務範囲	主要機器については改築更新を前提として計画しますが、タンク等補機類については、既設設備の運転と搬入ルート等が錯綜する場合があるため、事業者の責任による再使用について協議させてください。	設備の状況により協議とします。
4	設備の停止	事業期間	要求水準書に関する質問回答No.31にて『既設施設の停止時期については要求水準書記載の時期より後に停止することはありません』とあります。平野下水処理場既設汚泥溶融施設は令和8年度末の停止時期まで現状と同様に稼働し、修繕を実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	施設の引渡し時期について	設計・建設改築期間	平野処理場(以下、平野という。)の既設汚泥溶融施設に関しては、貴市にて予定の通り令和8年度末に運転を停止する計画としているため、令和9年4月以降の平野は既設汚泥炭化炉1炉のみの稼働となります。弊グループとしては、令和9年4月以降に平野の既設炭化炉の定修期間(35日/年)においても汚泥処理を継続させるため、平野においては焼却炉や脱水機といった新規設備(焼却炉の処理能力:150t-wet/日)を令和9年4月から稼働可能な状態とする予定です。一方、舞洲スラッジセンター(以下、舞洲という。)の既設汚泥溶融施設に関しても、貴市にて予定の通り令和8年度末に2炉を運転停止する計画としているため、令和9年4月～令和10年9月末の間は既設溶融施設が3炉稼働可能な状態となります。上記平野と舞洲の状態を考えると、舞洲に関しては新規設備を稼働せず(貴市へ引渡しせず)とも、貴市の汚泥処理を停滞することはないと認識しております。また、上記を始め、本事業で整備を行う新規設備(本事業にて運転上必要な既設流用部を含む)の稼働要否については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	汚泥処理に支障がないことを前提に、施設稼働の要否は事業者の提案とします。
6	検査方法	関連仕様書等	工事の設計・施工にあたり仕様書に準拠するよう記載があります。一方で、1-1-1事業目的には「自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業になることにも期待するものである。」とあります。各工種における「仕様」、「検査方法」、「承諾方法」、「施工管理」等については事業者提案として契約後に協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ただし、要求水準書3-1-4 設計に関する一般事項、3-2-3 機械設備に関する要求水準については、共通仕様書に準拠するものとするが、「検査方法」、「承諾方法」、「施工管理」については事業者の提案とします。
7	設計及び建設に関する事項	建設に関する一般事項	周辺施設の維持管理導線を優先して施工計画を立案しますが、維持管理を行っている事業者と事前に調整を行い、対象施設の周辺道路については、搬入車両/機材運搬車両の駐車や重機設置場所として道路を通行止めにするのは可能でしょうか。	事前に調整を行うことで、道路の通行止めは可能です。
8	取合等に関する条件	消化汚泥受入に関する条件	舞洲スラッジセンターの地下管廊の工事範囲を明確にすべく、地下管廊～地下埋設部の配管図やシールド図などをご貸与いただけますでしょうか。	追加資料配付とします。令和4年9月22日公表予定の様式集(修正版_第2回)「資料配付(追加_第2回)申込書」を提出してください。
9	取合等に関する条件	用水に関する条件	追加で配布いただきました「舞洲送水ポンプ停止実績」によると、3～8時間の停止が不定期に見受けられます。また、最大18時間の停止が見られ、舞洲の安定稼働に支障をきたす可能性を懸念します。一方で、代替用水と考えられる工水は、工水コンセッションからの供給であり、急激な給水量の増加への対応が難しいことを想定します。したがって、要求水準書に関する質問回答No.31において「舞洲スラッジセンターへの二次処理水の送水は想定していない」とありますが、舞洲の安定稼働のため事業者の帰責のもとオートストレーナー等の水質向上の措置を取った上で、再生水の送水が不可となる期間に備えた二次処理水管の接続、あるいは、舞洲の設備停止を踏まえた一時的な送泥抑制・停止などの協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問(第2回) 回答

No.	タイトル	項目名	質問	回答
10	取合等に関する条件	汚泥の処分方法	脱水分離液処理に伴い発生した汚泥処分方法は事業者に一任されるという理解でよろしいでしょうか。 (例: アナモックス汚泥) 要求水準書(案)の質問(第1回)No.220の内容と同一です。念のための確認でございます。	ご理解のとおりです。
11	既設送泥ポンプについて	取り合い等に関する条件	既設の送泥ポンプを改築し新たに送泥ポンプを設置するとあります。しかしながら、配布資料からは具体的な設置位置の確認が取れません。既設の送泥ポンプ周りの図面をご提供願います。	追加資料配付とします。令和4年9月22日公表予定の様式集(修正版_第2回)「資料配付(追加_第2回)申込書」を提出してください。
12	設計に関する事項	脱水汚泥供給に関する条件	今回設備から固形燃料化設備への汚泥配管ラックを構築するにあたり、溶融設備北側シャッターからの車両搬出入を阻害しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。(既設汚泥溶融施設の運用が終了していることが前提となります。)不可の場合、搬出入用の車両の寸法がわかる資料のご提示をお願いします。	ご理解のとおりですが、場内道路に配管ラックを構築する場合の必要な設置高さは4.5m以上とします。。
13	設計に関する事項	用水に関する条件	平野下水処理場の既設汚泥溶融施設の運用が終了した後、溶融設備北側シャッターからの車両搬出入が無くなります。今回設備から固形燃料化設備への汚泥配管ラックを構築する場合には、人の動線が確保出来れば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	設計に関する事項	既設設備に関する件	ポンプ等の小型の設備を流用することは可能でしょうか。	事業者の責での流用を前提として協議とします。
15	設計に関する事項	撤去に関する条件	本事業範囲外となりますが、平野下水処理場既設汚泥溶融施設は本事業期間中に撤去解体する予定があればご教示お願い致します。	既設汚泥溶融施設の解体時期は未定です。
16	NH4-Nn検査方法について	此花下水処理場長時間曝気流入水の要求水質	表3-24にNH4-Nに関する要求値があります。他の項目と異なり、方法、頻度等に関する記載がありません。従って、要求水準書(別紙)第7章.各種試験の項目、頻度、試験方法に記載の一般汚泥試験(脱水分離液、返流水関係)に記載のNH4-Nの頻度2回/月に準拠するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	脱水分離液系排水水質の測定について	計量機器	「また、イ・カ・ケは、週1回以上の計量証明事業者による分析を合わせて実施すること。」とあり、「カ 脱水分離液系排水水質(T-N 濃度、T-P 濃度、SS 濃度、水温※、pH※)」と記載があります。 *印は「計量法に準じた計器であること」と記載があります。 特に温度については計量証明事業者を持ち込んだ時点は、現地と温度が異なります。 従って、計量法に準じた計器で測定する。【水温】、【pH】は計量証明事業者による分析から除外していただけないでしょうか。	「水温」「pH」は、計量証明事業者による分析から除外とします。
18	機械設備に関する要求事項	再生水送水ポンプ設備(此花下水処理場)	処理水槽からのポンプ吸込ヘッダー管には本事業更新対象である舞洲送水ポンプの他に、既設ポンプ(場内給水ユニットポンプ、前処理給水ポンプ)が接続されています。切替工事による此花下水処理場の既設設備や舞洲送水への影響の最小化と、貴市の資産である建築・土木躯体への損傷を軽減・回避するために、処理水槽の埋込配管および吸込ヘッダー管までは既設流用とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	ご理解のとおりです。
19	電気設備	受電の取り合い	舞洲スラッジセンターにおける受電の関係は、事業者により新規で引き込むこととなっています。しかしながら、大規模事業所の受電は1事業所1系統の受電しか出来ないため、建設更新期間(本事業への引渡し前の既設設備の稼働中)には、受電設備を新設したとしても、新規で建設した各設備への試運転用の電源供給が行えないこととなります。事業引渡しまでの電源供給に関しては、貴市の範囲で既存設備より電源供給ができる用意をしていただくものと考えてよろしいでしょうか。 ただし、本期間中に使用した電気代に関しては事業者負担と考えております。 また、既存受電設備より電源供給いただく期間においては、稼働中の既存汚泥処理と併用になることから、電気主任技術者の選任・配置について貴市にて対応いただくものと考えてよろしいでしょうか。	事業引渡しまでの電源供給を市既設設備から供給する場合、市既存設備と接続する設備および配線等は本事業に含まれます。但し、市の監視設備の機能追加が必要な場合は、市の範囲にて整備します。また、当該期間中の電気主任技術者は市の範囲となります。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問(第2回) 回答

No.	タイトル	項目名	質問	回答
20	電気設備	受電の取り合い	大規模事業所の受電は1事業所1系統の受電しか出来ないことを踏まえて、令和10年9月までの期間に舞洲スラッジセンターにおいて試運転を行うために、既存受電設備より新規で建設した各設備への電源供給に必要な改造や系統連系工事は別途工事としてご発注いただくものと考えてよろしいでしょうか。	事業引渡しまでの電源供給を市既設設備から供給する場合、市既存設備と接続する設備および配線等は本事業に含まれます。但し、市の監視設備の機能追加が必要な場合は、市の範囲にて整備します。
21	法令確認	建築物に関する要求水準	建築申請期間を考慮すると計画通知(公共事業の申請)では建設工程が遅れることになり、令和10年度事業開始が困難になる可能性があると思慮致します。契約後に申請者が代理人(民間事業者)であれば確認申請(民間事業の申請)として問題ないか協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	建築申請	建設物に関する要求水準	消防申請にあたり、参考とするために既設溶融設備および固形燃料化設備の消防申請副本をご提示いただけないでしょうか。	消防届出資料は、閲覧とします。令和4年9月22日公表予定の様式集(修正版_第2回)「消防届出資料閲覧申込書」を提出してください。
23	建築申請	建設物に関する要求水準	ウ建築構造物に「建築構造物は、設置されるプラント設備機器等全体を覆う建屋とする。」とあります。プラント設備機器等全体を覆う建屋を建築構造物とし、プラント設備については建築構造物では無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案内容によっては建築物になる可能性がありますので、事業者の責により確認してください。
24	維持管理・運営の体制	維持管理・運営の体制	本事業(建設期間中を含む)の維持管理・運營業務を遂行するにはある程度の規模の従事者が必要となります。現場調査をさせて頂く中で確認した、貴市職員・現維持管理従事者の方々が使用してる事務所等を使用させて頂くことは可能との理解でよろしいでしょうか。	市職員が在席する執務室等は使用できませんが、それ以外は使用可能です。
25	維持管理・運営の体制	維持管理・運営の体制	建設期間中の供用開始の施設を維持管理・運營業務を遂行するにあたり、場内に仮設事務所の設置は可能との理解でよろしいでしょうか。	維持管理上支障のないスペースであれば、仮設事務所の設置は可能です。
26	維持管理・運営の体制	維持管理・運営の体制	維持管理・運営期間の開始時には、本事業範囲の施設(部屋含)は全て使用可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業実施の目的に関する範囲で、ご理解のとおりです。
27	温室効果ガスの排出量の算出方法	汚泥資源化施設の運転に伴う温室効果ガスの排出量	要求水準書に関する質問回答No.203のうち、「①資源化施設入口」について具体例を確認させてください。資源化施設入口の定義を事業者提案とすると、その範囲が曖昧となるため、CO2排出量の提案値に不公平が生じる可能性があります。 ・脱水機出口から ・脱水ケーキ貯留槽から ・脱水ケーキ供給装置(ポンプまたはコンベヤなど)から ・その他貴市取り決めの区分から	脱水ケーキ供給装置(ポンプまたはコンベヤなど)からとします。